

石川県公報

令和 7 年 9 月 30 日（火曜日）

号 外

（第 6 2 号）

目 次

- 条 例
○石川県職員等の育児休業等に関する条例及び石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（人事・組織経営課） 1

条 例

石川県職員等の育児休業等に関する条例及び石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年九月三十日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第三十五号

石川県職員等の育児休業等に関する条例及び石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第一条 石川県職員等の育児休業等に関する条例（平成四年石川県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二号中「及び勤務日」ことの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く。」の下に「次条において同じ。」を加える。

第二十三條の見出しを「（第一号部分休業の承認）」に改め、同条第一項を次のように改める。

育児休業法第十九條第一項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）であつて同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求するもの（以下この条において「第一号部分休業」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第二十三條第二項及び第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改める。

第二十六條を第三十條とし、第二十五條を削り、第二十四條を第二十八條とし、同条の次に次の一条を加える。

（部分休業の承認の取消事由）

第二十九條 育児休業法第十九條第六項において準用する育児休業法第五條第二項の条例で定め

る事由は、部分休業をしている職員が第三項変更をしたときとする。

第二十三条の次に次の四条を加える。

（第二号部分休業の承認）

第二十四条 部分休業であつて育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求するもの（以下この条において「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

- 一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- 二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）

第二十五条 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの期間とする。

（育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第二十六条 育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- 一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分
- 二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

（育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情）

第二十七条 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（第二十九条において「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第二条 石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十二年石川県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の石川県職員等の育児休業等に関する条例第二十四条の第二号部分休業の承認の請求をする場合における同条例第二十六条の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間二十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

